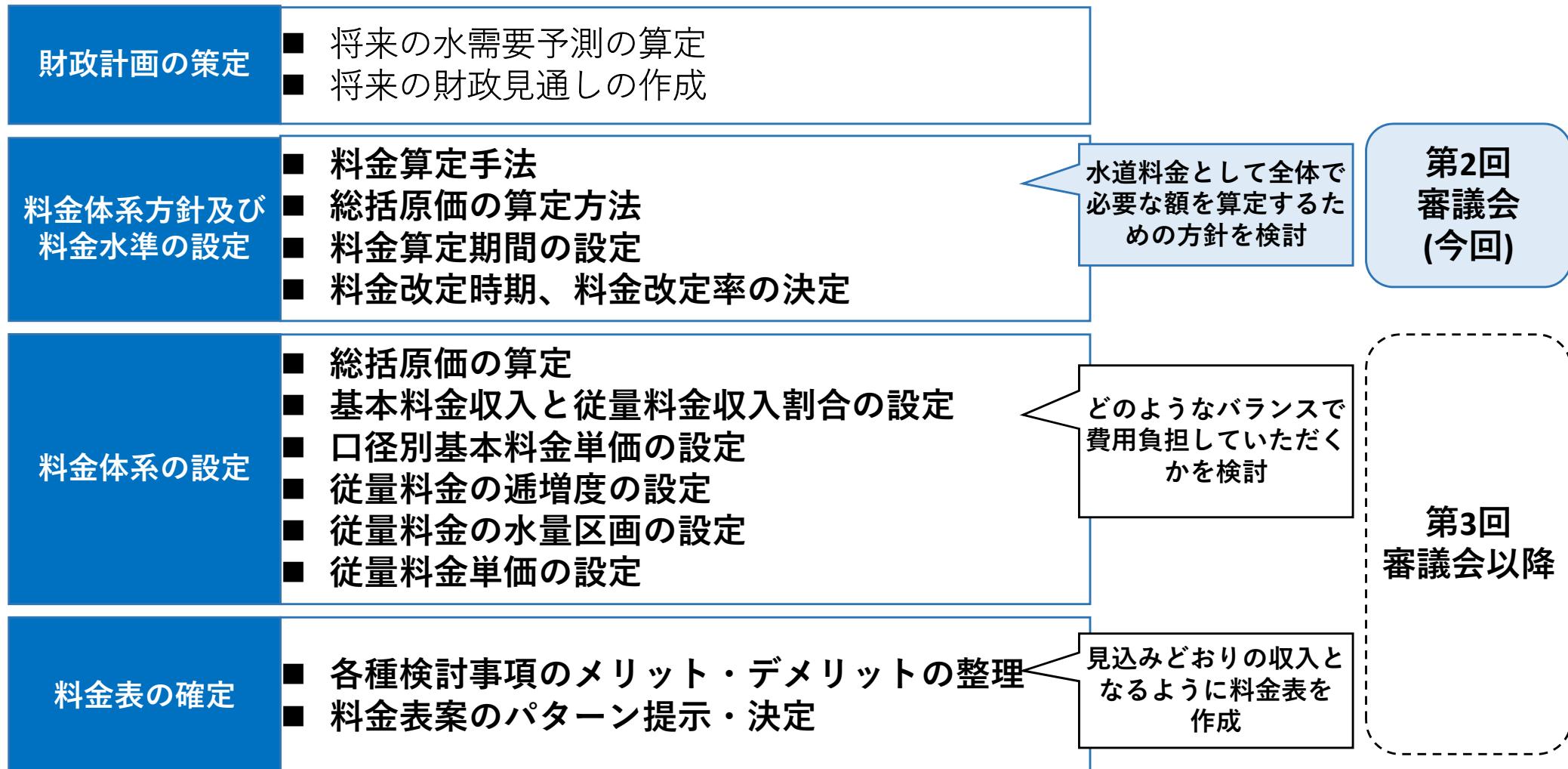


# 水道事業の料金改定の方針について

料金改定の検討は、以下の手順に沿って着実に推進していく必要があります

## 料金改定の検討手順



飯塚市における料金改定は、財政見通しの結果設定した料金改定率を目安に、適切な料金水準（料金表）の検討を行います

## 料金算定手法の設定

【料金改定率の目標設定】

⇒ 財政見通し

【料金水準の検討】

⇒ 総括原価方式（営業費用 + 資本費用）

今回

料金改定率の目標  
【財政見通し】

財政見通しにより設定した料金改定率を目安に、適切な料金水準（料金表）を検討

次回  
以降

料金水準(料金表)  
【総括原価方式】

中長期的な収支のバランスを考慮し、飯塚市として将来必要な資金を確保することが可能な料金収入を得る必要があります。

そのため、現金支出を伴わない費用（減価償却費や資産減耗費）も考慮した財政見通しを作成し、目標額が確保可能な料金改定率の目標を設定します。

今回、大幅な料金水準の見直しとなるため、総括原価を費目毎に細分化し、基本料金と従量料金の割合や口径毎の基本料金単価等を算出する必要があります。

そのため、料金水準は、財政シミュレーションで算定された必要な料金収入（=水道料金で回収すべき費用の総額）を基に、総括原価方式に基づき検討を行います。

水道料金の算定期間は、料金の安定性、原価把握の妥当性等を踏まえ、概ね将来の3年から5年を基準に設定することが望ましいとされています

## 料金算定期間について

### 原価把握の妥当性等

算定期間を長くし過ぎると…

- 経済の推移や需要の動向等、不確定な要素を多く含むこととなる
- 期間的な負担の公平を無視することとなるため、適当とはいえない

### 料金の安定性

水道料金の算定期間は

- 使用者の日常生活に密着しているので、できるだけ長期にわたり安定的に維持されることが望ましい
- 長期化することにより経営効率化や施設計画を計画的に実施し料金の低廉化に努めるべき

概ね将来の  
3年から5年を基準に  
設定することが  
妥当と考えられている

原価把握の妥当性及び料金の安定性等を勘案し、  
料金算定期間を5年とする。

出典：公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」

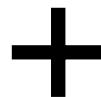
第2回飯塚市上下水道事業経営審議会資料

# 財政目標に経費回収率の目標を加え、期間中に健全経営が可能となるような料金改定率を算出しました

目標の見直し 健全経営を前提とした目標値の追加



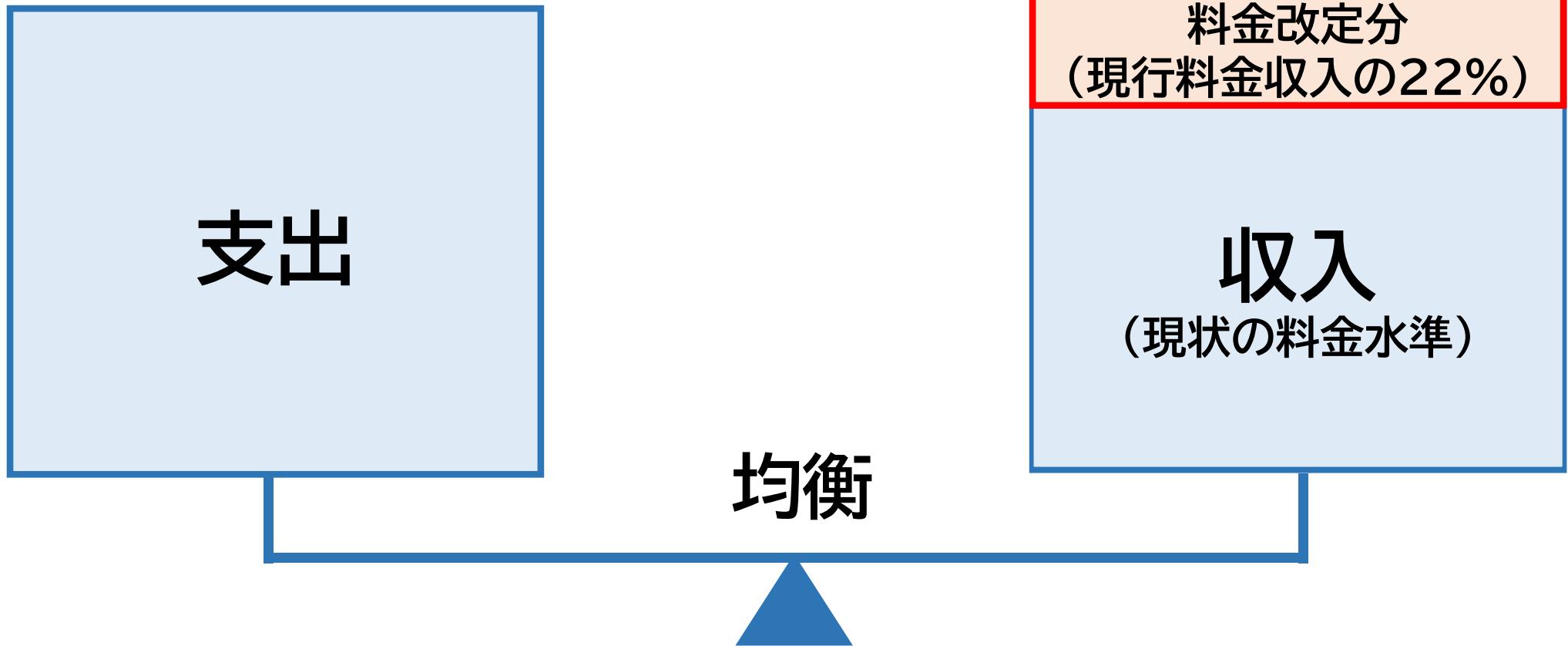
項目		目標値	現行の目標値	目標設定の根拠
投資水準	管路	12億円/年	6.8億円/年	・耐震化率向上のための更新のスピードアップを念頭に、業務効率化(設計業務の外部委託)、施工業者数等や企業局の職員体制を踏まえ、対応可能な目標を設定
	構造物・設備	8億円/年	6.2億円/年	
企業債残高対給水収益比率		315%	300%を少し上回る程度	・300%を超えることが交付金要件であるため
資金残高対給水収益比率		100%	100%	・前回答申時の長期目標 ・水道料金算定要領より(災害時に使用料収入が得られず、かつ復旧のための支出があつても手元資金が枯渇しない水準)



料金回収率	100%	100%	・100%以上となることが水道法施行規則で求められており、かつ交付金要件であるため
-------	------	------	---

財政見通し及び料金算定期間である5年間で収支が均衡する適正な料金水準とするためには、約22%の料金改定が必要であると考えています

## 料金算定期間(5年間)



飯塚市はR4年にH13年以降21年ぶりとなる大幅な値上げを実施しております。なお、近年全国の自治体で、大幅な値上げが行われるケースが増加しております

### 水道料金改定率ランキング(全国版・水道事業・令和元年度以降改定)

順位	道府県	市町村	改定倍率 (%)	改定率 (%)
1	鹿児島県	東串良町	54.0	54.0
2	静岡県	島田市	48.0	48.0
	徳島県	上板町	48.0	48.0
4	静岡県	池田市	47.0	47.0
5	京都府	秦野市	45.0	45.0
6	愛媛県	ときがわ町	39.0	39.0
7	和歌山県	富士見町	39.0	39.0
⋮				
16	福岡県	飯塚市	35.0	35.0

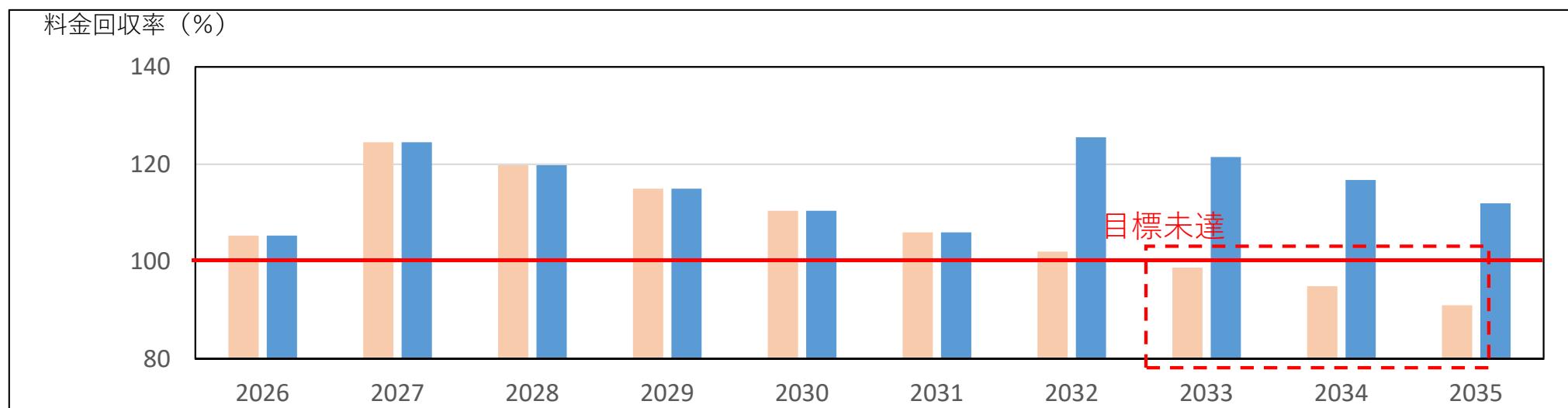
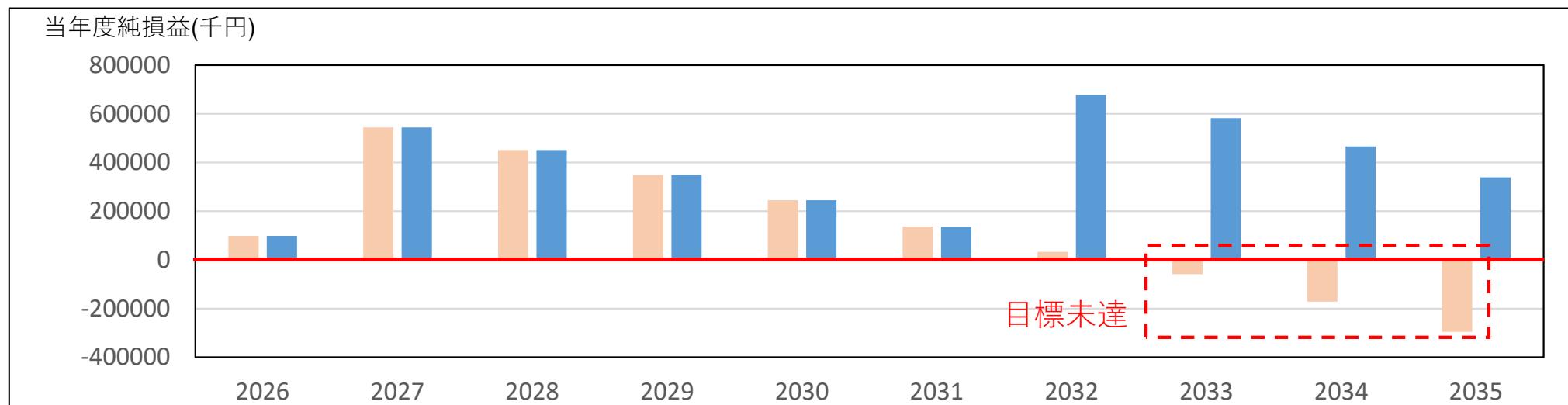
- 出所)令和6年度水道統計より作成
- 脚注)改定倍率:令和元年度に対する現在の料金比 改定率:令和元年度以降の改定で最も高い改定率

今回の試算の結果、今回は約22%の料金改定が必要であり、10年間の収支見通し期間中も健全な経営を続けるには、5年後の料金水準検討時にも同程度の料金改定が必要という結果となりました

### 当年度純利益と料金回収率の見通し（収支見通し）※今回の推計通りとなった場合

 :今回の料金改定のみ反映した場合

 :5年後の料金改定も反映した場合



将来の財政計画を踏まえ、経営健全化の観点から設定した財政目標を満たすため、令和9年度に料金改定を行う必要があると考えています

## 第2回のまとめ

料金改定の必要性	課題	改善策
第3回の予定	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 料金体系の現状分析</li><li>✓ 料金体系案の方針・前提条件・検討手法</li><li>✓ 料金改定パターンのシミュレーション 等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 今回の条件設定、目標設定の場合、<u>令和9年度に約22%の料金改定を行う必要があります。</u></li><li>✓ 今後5年毎に収支見通しの試算を見直し、都度料金水準について適正かどうか判断する必要があります。</li></ul>

# 本日の審議会で承認いただきたい事項は、下記のとおりです

## 第2回審議会における承認事項

### 経営戦略の見直し

条件設定	✓ 条件設定は妥当か。
------	-------------

目標設定	✓ 目標設定は妥当か。
------	-------------

### 料金水準の見直し

料金水準の検討	✓ 料金改定は必要か。 ✓ 料金改定率は妥当か。
---------	-----------------------------

料金改定が必要か

料金改定率が高い・低い  
→条件、目標の見直し